

完全週休2日制促進工事における経費補正等基準（森林土木編）

令和5年6月

茨城県農林水産部林業課

茨城県農林水産部が発注する週休2日制促進工事の施行要領（以下「要領」という。）第5条に規定する「別に定める経費補正等基準」のうち、森林土木工事に係るものについては下記のとおりとする。

記

1 本基準の対象

森林整備保全事業標準歩掛等に基づき予定価格を算定のうえ、農林水産部が発注する森林土木工事のうち週休2日制促進工事を対象とする。

2 発注方式

発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。

3 経費補正等の実施について

（1）発注者指定型の場合

- ・当初発注の起工額算定において、4による経費補正を実施する。
- ・4（1）の経費補正係数については、区分Cを適用する。なお、現場閉所日確保率の実績が100%未満となった場合は、現場閉所日確保率に応じて当該補正を解除（設計変更減）する。
- ・現場閉所日確保率の実績が75%未満となった場合は、4による経費補正は行わない。

（2）受注者希望型の場合

- ・契約後の受発注者協議により週休2日での施工が決定した場合、4による経費補正等を設計変更時に実施する。
- ・4（1）の経費補正係数については、現場閉所日確保率に応じて決定する。
- ・現場閉所日確保率の実績が75%未満となった場合は、4による経費補正は行わない。

4 経費補正等の基準

（1）経費補正係数

ア 経費補正は、以下の表による。なお、市場単価方式による積算にあたっては、現場閉所日確保率に応じて、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

現場閉所日確保率	【区分A】 75.0%以上 87.5%未満	【区分B】 87.5%以上 100%未満	【区分C】 100%以上
労務費に対する補正係数	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)に対する補正係数	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率に対する補正係数	1.02	1.03	1.04
現場管理費率に対する補正係数	1.03	1.04	1.06

イ アにおける現場閉所日確保率は、以下の算式による。

$$\begin{aligned}
 & \text{現場閉所日} \\
 & \text{確保率(\%)} = \frac{\text{要領第6条に定める実施工程表により設定した現場閉所日のうち現場閉所した実績日数 (※1)}}{\text{要領第6条に定める実施工程表により設定した現場閉所日の総日数 (※2)}} \\
 & \qquad \qquad \qquad \times 100\%
 \end{aligned}$$

※1 要領第3条に定める振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日についても、現場閉所した日とみなす。

※2 完全週休2日制の場合は、対象期間の土曜日、日曜日の総日数。

4週8休制の場合は、対象期間の月単位で設定した28.5% (2/7) の総日数 (2/7未満又は2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。)

附 則

この基準は、令和5年6月19日以降に工事起工を決議する週休2日制促進工事から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日以降に工事起工を決議する週休2日制促進工事から適用する。

(別表)

市場単価

名称	区分	現場閉所日確保率		
		75.0%以上 87.5%未満	87.5%以上 100%未満	100%以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.01	1.03	1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03

○森林土木工事における「受注者希望型」の場合の特別仕様書例

(週休2日制での施工について)

- 第〇条 本工事は、「週休2日制促進工事」（以下、本条において「週休2日制促進工事」という。）であり、「茨城県農林水産部が発注する週休2日制促進工事の試行要領」（以下「要領」という。）第5条第1項（2）に規定する受注者希望型を適用する。
- 2 週休2日制に取り組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- 3 前項により、要領第2条に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者（以下、本条において「受注者」という。）は、週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、あらかじめ実施工程表を作成し、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前どおり確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること。（2/7未満又は2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程表を作成した結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約書第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施するものとし、別添様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
- 5 受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることができるものとする。なお、ここでいう「週」については、日曜日を第1日として土曜日までの連続する7日間を1単位として取扱うものとする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることができるものとする。
- 6 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に準拠して設置する標示板（工事中標示板）及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- 7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。
- (1) 工事現場の労働者の勤務状況が確認できる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等が確認できる書類（作業日報等）
 - (3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、(1)、(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等）
- 8 現場閉所日確保率に応じ、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（森林土木編）」による。

現場閉所日確保率	75.0%以上 87.5%未満	87.5%以上 100%未満	100%以上
労務費に対する補正係数	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)に対する補正係数	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率に対する補正係数	1.02	1.03	1.04
現場管理費率に対する補正係数	1.03	1.04	1.06

※市場単価方式による積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、「完全週休2日制促進工事における経費補正等基準（森林土木編）」に示す補正係数を乗じる。

9 工事成績評定においては、休暇の拡大に向けた取組について評価する。

○森林土木工事における「発注者指定型」の場合の特別仕様書例

(完全週休2日制での施工について)

- 第〇条 本工事は、「週休2日制促進工事」（以下、本条において「週休2日制促進工事」という。）であり、「茨城県農林水産部が発注する週休2日制促進工事の試行要領」（以下「要領」という。）第5条第1項（1）に規定する発注者指定型を適用する。
- 2 受注者は、要領第2条に規定する週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、あらかじめ実施工程表を作成し、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前どおり確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること。（2/7未満又は2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程表を作成した結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約書第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者の都合により要領第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることができるものとする。なお、ここでいう「週」については、日曜日を第1日として土曜日までの連続する7日間を1単位として取扱うものとする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることができるものとする。
- 4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施するものとし、別添様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
- 5 受注者は、週休2日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に準拠して設置する標示板（工事中標示板）及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。
- (1) 工事現場の労働者の勤務状況が確認できる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等が確認できる書類（作業日報等）
 - (3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、(1)、(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等）
- 7 本工事においては、起工額算定にあたり、労務費に1.05、機械経費（賃料）に1.04、市場単価方式による積算に「週休2日制促進工事における経費補正等基準」に示す補正係数、共通仮設費率に1.04、現場管理費率に1.06の補正係数を乗じているが、週休2日制による施工を達成できなかった場合は、現場閉所日確保率に応じて当該補正を解除（設計変更減）する。なお、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（森林土木編）」による。
- 8 工事成績評定においては、休暇の拡大に向けた取組について評価する。

完全週休2日制での施工に関する関係者確認書

工事名： _____

取組形式：(完全週休2日制 又は 4週8休制 を記載) _____

受注者(元請け企業)確認事項

- 1 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、週休2日制で施工することについて十分説明したうえ、理解を得ております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 2 下請け企業(1次)に対し、週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。

年 月 日

受注者名

代表者名 _____

1次下請け企業等確認事項 (施工体制台帳に記載される全ての下請負人(一次)が対象)

- 1 元請け企業から、週休2日制での施工について十分な説明を受けた上、その趣旨に賛同し、契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 2 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、週休2日制での施工について十分説明したうえ、理解を得ております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 3 下請け企業(2次)に対し、週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。

年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 _____

年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 _____

年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 _____

(お知らせ) 週休2日制工事における経費補正

本工事における発注者(県)と元請との契約においては、週休2日制で施工することにより、労務費に1.05、機械経費(賃料)に1.04、共通仮設費率に1.04、現場管理費率に1.06の補正係数が適用されます。

※この確認書の原本は、受注者(元請け企業)が保管すること。

※受注者(元請け企業)は、この確認書の写しを1次下請け企業に交付するとともに、監督員に対しても工事着手までに提出すること。

第 号
年 月 日

(受注者名) 殿

茨城県〇〇〇〇〇事務所長

週休 2 日制促進工事における履行実績取組証

貴社が施工しました下記工事について、週休 2 日制での取組状況について確認した結果、履行実績取組証の発行基準を満たしていましたので、履行実績取組証（本紙）を通知します。

記

1 工事名

2 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 履行実績

当該工事において、設計図書に基づき、以下の通り取組を実施している。

履行実績※	現場閉所日確保率	備考
	100%以上	要領第 6 条に基づき設定した現場閉所日に 100%現場閉所した（4 週 8 休相当）
	87.5%以上 100%未満	要領第 6 条に基づき設定した現場閉所日に 87.5%以上 100%未満の割合で現場閉所した（4 週 7 休相当）
	75.0%以上 87.5%未満	要領第 6 条に基づき設定した現場閉所日に 75.0%以上 87.5%未満の割合で現場閉所した（4 週 6 休相当）

※現場閉所日確保率の実績に応じ、いずれかに○印を付ける。